



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 7 8 号 の 2

令和元年(2019年)8月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○眺望点及び眺望景観形成区域の指定並びに眺望景観形成基準を定めたことについて
● 告 示		
○景観保全型広告整備地区の指定及び屋外広告物等の表示又は設置に関する基本方針を定めたことについて	1	( " ) 1

## 告 示

### ●金沢市告示第104号

金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第10条第1項の規定により景観保全型広告整備地区を次のとおり指定し、及び同条第2項の規定により屋外広告物等の表示又は設置に関する基本方針を定めたので、同条例第29条の規定により次のとおり告示し、令和元年10月1日からその効力を生ずるものとします。

なお、登載を省略する景観保全型広告整備地区の区域図及び基本方針の内容は、金沢市都市整備局景観政策課において公衆の縦覧に供します。

令和元年8月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

#### 1 景観保全型広告整備地区の名称、位置及び区域図

地区名	位 置	区域図
都心軸景観保全型広告整備地区	尾山町、片町1丁目、上堤町、木ノ新保町、香林坊1丁目、香林坊2丁目、此花町、下堤町、高岡町、本町1丁目、本町2丁目、南町、武蔵町及び安江町の各一部	別図（登載省略）のとおり

#### 2 基本方針となる事項及びその内容

##### (1) 基本方針となる事項

ア 屋外広告物等の表示及び設置に関する基本構想

イ 屋外広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示に関する事項

##### (2) 基本方針の内容

別紙（登載省略）のとおり

### ●金沢市告示第105号

金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例（平成31年条例第4号）附則第3項の規定に基づき、同条例第7条第1項及び第8条第1項の規定により眺望点及び眺望景観形成区域を指定し、並びに同条例第9条第1項の規定により眺望景観形成基準を定めたので、同条例第7条第4項（同条例第8条第2項及び第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示し、令和元年10月1日からその効力を生ずるものとします。

なお、登載を省略する眺望点及び眺望景観形成区域の指定並びに眺望景観形成基準に係る区域図並びに眺望景観形成基準の内容は、金沢市都市整備局景観政策課において公衆の縦覧に供します。

また、平成15年告示第321号（保全眺望点及び眺望景観保全区域の指定並びに眺望景観保全区域の眺望景観保全基準を定めたことについて）は、令和元年9月30日限り、廃止します。

令和元年8月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

## 1 眺望点の名称及び位置

## (1) 山並みへの眺め

番号	眺 望 点 名	位 置
1	浅野川大橋中央	別図(登載省略)のとおり
2	主計町中の橋左岸	別図(登載省略)のとおり
3	犀川大橋中央	別図(登載省略)のとおり

## (2) 見下ろしの眺め

番号	眺 望 点 名	位 置
1	兼六園眺望台	別図(登載省略)のとおり
2	金沢城公園丑寅櫓跡	別図(登載省略)のとおり
3	金沢城公園辰巳櫓跡	別図(登載省略)のとおり
4	卯辰山麓子来町緑地先	別図(登載省略)のとおり

## (3) 通りの眺め

番号	眺 望 点 名	位 置
1	ひがし茶屋街卯辰山側	別図(登載省略)のとおり
2	ひがし茶屋街広見側	別図(登載省略)のとおり
3	長町二の橋	別図(登載省略)のとおり

## (4) 見晴らしの眺め

番号	眺 望 点 名	位 置
1	卯辰山公園眺望の丘	別図(登載省略)のとおり
2	卯辰山公園見晴らし台	別図(登載省略)のとおり
3	卯辰山公園望湖台	別図(登載省略)のとおり
4	大乘寺丘陵公園芝生の丘	別図(登載省略)のとおり
5	大乘寺丘陵公園見晴らしの丘	別図(登載省略)のとおり

## 2 眺望景観形成区域の名称及び位置

## (1) 山並みへの眺め

番号	区 域 名	位 置
1	浅野川大橋中央眺望景観形成区域	近景形成区域 観音町2丁目の全部並びに観音町1丁目、材木町及び東山1丁目の各一部
		中遠景形成区域 八幡町の全部並びに鶯町、卯辰町、観音町3丁目、子来町、未広町、東御影町、東山1丁目及び東山2丁目の各一部
2	主計町中の橋左岸眺望景観形成区域	近景形成区域 観音町1丁目及び観音町2丁目の全部並びに主計町、材木町、橋場町、東山1丁目、東山2丁目及び東山3丁目の各一部
		中遠景形成区域 八幡町の全部並びに鶯町、卯辰町、観音町3丁目、子来町、未広町、東御影町、東山1丁目及び東山2丁目の各一部
3	犀川大橋中央眺望景観形成区域	近景形成区域 片町1丁目、清川町、十三間町、寺町5丁目、中川除町及び野町1丁目の各一部
		中遠景形成区域 寺町3丁目の全部並びに泉野町1丁目、泉野町2丁目、清川町、十一屋町、寺町1丁目、寺町2丁目、寺町4丁目、寺町5丁目、平和町2丁目、法島町、緑が丘及び若草町の各一部

## (2) 見下ろしの眺め

番号	区 域 名	位 置
1	兼六園眺望台眺望景観形成区域	近景形成区域 扇町、兼六町、兼六元町、小将町、東兼六町及び丸の内の各一部
	中遠景形成区域	並木町及び横山町の全部並びに暁町、扇町、大手町、尾張町1丁目、尾張町2丁目、主計町、兼六元町、小将町、小立野5丁目、材木町、桜町、下新町、田井町、天神町1丁目、天神町2丁目、常盤町、橋場町、東兼六町、東山1丁目及び丸の内の各一部
2	金沢城公園丑寅櫓跡眺望景観形成区域	近景形成区域 兼六町、兼六元町、小将町及び丸の内の各一部
	中遠景形成区域	並木町の全部並びに暁町、大手町、尾張町1丁目、尾張町2丁目、主計町、兼六元町、小将町、材木町、桜町、下新町、常盤町、橋場町、東山1丁目、丸の内及び横山町の各一部
3	金沢城公園辰巳櫓跡眺望景観形成区域	近景形成区域 兼六町、下本多町6番丁、出羽町、広坂1丁目、広坂2丁目、本多町3丁目及び丸の内の各一部
	中遠景形成区域	油車、池田町1番丁、池田町2番丁、池田町立丁、茨木町、鱗町、枝町、上柿木島、下本多町5番丁、新竪町3丁目、杉浦町、水溜町及び山田屋小路二番丁の全部並びに池田町3番丁、池田町4番丁、柿木島、川岸町、菊川1丁目、菊川2丁目、幸町、里見町、下本多町6番丁、十三間町、十三間町中丁、竪町、中川除町、広坂1丁目、本多町2丁目及び本多町3丁目の各一部
4	卯辰山麓子来町緑地先眺望景観形成区域	近景形成区域 観音町1丁目、観音町2丁目、観音町3丁目、子来町及び東山1丁目の各一部
	中遠景形成区域	大手町、尾張町1丁目、上近江町、下近江町、並木町、西町4番丁、博労町及び橋場町の全部並びに扇町、尾張町2丁目、主計町、兼六元町、小将町、材木町、下新町、下松原町、十間町、西町3番丁、西町藪ノ内通、東兼六町、東山1丁目、東山3丁目、彦三町1丁目、袋町、丸の内及び横山町の各一部

## (3) 通りの眺め

番号	区 域 名	位 置
1	ひがし茶屋街卯辰山側眺望景観形成区域	近景形成区域 東山1丁目の一部
	中遠景形成区域	尾張町2丁目、主計町、観音町1丁目、此花町、東山1丁目、東山3丁目、彦三町1丁目、彦三町2丁目、本町1丁目、本町2丁目及び安江町の各一部
2	ひがし茶屋街広見側眺望景観形成区域	近景形成区域 東山1丁目の一部
	中遠景形成区域	鶯町、卯辰町、子来町、未広町、東御影町及び東山1丁目の各一部
3	長町二の橋眺望景観形成区域	近景形成区域 長町1丁目及び長町2丁目の各一部
	中遠景形成区域	片町2丁目、中央通町及び長町2丁目の各一部

## (4) 見晴らしの眺め

番号	区 域 名	位 置
1	卯辰山公園眺望の丘眺望景観形成区域	近景形成区域 未広町及び東御影町の各一部
2	卯辰山公園見晴らし台眺望景観形成区域	近景形成区域 未広町、常盤町及び東御影町の各一部

3	卯辰山公園望湖 台眺望景観形成 区域	近景形成区域	未広町の一部
4	大乘寺丘陵公園 芝生の丘眺望景 観形成区域	近景形成区域	長坂町の一部
5	大乘寺丘陵公園 見晴らしの丘眺 望景観形成区域	近景形成区域	長坂町の一部

3 眺望点及び眺望景観形成区域の指定並びに眺望景観形成基準に係る区域図  
別図（登載省略）のとおり

4 眺望景観形成基準となる事項及びその内容

(1) 眺望景観形成基準となる事項

ア 美しい眺望景観の形成に関する基本的な事項

イ 建築物及び工作物（広告物及び広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）に係るものを除く。）の  
規模、位置、色彩、意匠及び形態に関する事項

ウ 緑化に関する事項

エ 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠及び表示の方法に関する事項

オ 屋外照明に関する事項

カ 公共空間等に関する事項

キ その他

(2) 眺望景観形成基準の内容

別紙（登載省略）のとおり

令和元年(2019年)8月1日 印刷

令和元年(2019年)8月1日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄